

一斉情報伝達システムの導入について

1 概要

避難行動要支援者等への災害情報の伝達手段の多様化を図るため、従来の伝達手段である防災行政無線や SNS、緊急速報メール等の活用に加え、屋内においても適確な情報が受信できる、一斉情報伝達システムを導入する。

受信機器については、防災行政無線の放送内容等を受信できる対応アプリケーション(以下「対応アプリ」という。)を搭載したスマートフォン端末を貸与する。あわせて、個人所有のスマートフォンに対応アプリをダウンロードすれば、放送内容等が受信できる仕組みを構築する。

2 機器貸与対象者

避難行動要支援者名簿登録者とする。

なお、令和 2 年度の対象者は、身体障害者の一部（聴覚障害者、視覚障害者等）及び日常生活全介助の難病医療費受給者等とする。

3 イメージ図（案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 11 月～12 月	対象者へ機器の貸与希望調査
令和 3 年 1 月～3 月	機器貸与（避難行動要支援者名簿登録の身体障害者の一部等）
令和 3 年 4 月～	機器貸与（避難行動要支援者名簿登録の要介護 3 以上の方、知的障害者、精神障害者等）
令和 4 年 4 月～	機器貸与（新規の避難行動要支援者名簿登録の方）

一斉情報伝達システムイメージ図 (案)

